

島根県設計・測量・調査等業務成績評定要領 新旧対照表

改正後	改正前
<p>島根県設計・測量・調査等業務成績評定要領</p> <p>第1～第7 〔略〕</p> <p>(評定の修正)</p> <p>第8 課長(室長)又は所長等は、第7の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。</p> <p>2. 前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該業務の受注者に通知する。</p> <p>第9～第11 〔略〕</p> <p>(附則)</p> <p>この要領は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>この要領は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>この要領は、平成20年6月1日から施行する。</p> <p>この要領は、平成24年1月1日から施行する。</p> <p>この要領は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>この要領は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>この要領は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p><u>この要領は、令和4年1月1日から施行する。</u></p>	<p>島根県設計・測量・調査等業務成績評定要領</p> <p>第1～第7 〔略〕</p> <p>(評定の修正)</p> <p>第8 課長(室長)又は所長等は、第7の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。</p> <p>2. 前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該業務の受託者に通知する。</p> <p>第9～第11 〔略〕</p> <p>(附則)</p> <p>この要領は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>この要領は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>この要領は、平成20年6月1日から施行する。</p> <p>この要領は、平成24年1月1日から施行する。</p> <p>この要領は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>この要領は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>この要領は、令和2年4月1日から施行する。</p> <hr/>

別紙 考查基準 新旧対照表

改正後					改正前				
別紙 考查基準					別紙 考查基準				
1. ～2. [略]					1. ～2. [略]				
3. 総合評定欄の「事故等による減点」は、当該業務遂行中に <u>受注者</u> に起因する事故等が発生し指名停止等の措置を行った場合に、当該業務の総合評定点（100点満点換算）に対して、別表1を参考として－15点まで減点することができる。 (別表1 <u>受注者</u> に起因する事故等が発生した場合の減点基準)					3. 総合評定欄の「事故等による減点」は、当該業務遂行中に <u>受託者</u> に起因する事故等が発生し指名停止等の措置を行った場合に、当該業務の総合評定点（100点満点換算）に対して、別表1を参考として－15点まで減点することができる。 (別表1 <u>受託者</u> に起因する事故等が発生した場合の減点基準)				
区分	口頭注意	文書注意	指名停止が 1ヶ月まで	指名停止が 1ヶ月を超える	区分	口頭注意	文書注意	指名停止が 1ヶ月まで	指名停止が 1ヶ月を超える
考查点	－3点	－5点	－10点	－15点	考查点	－3点	－5点	－10点	－15点
【適応事例】 <ul style="list-style-type: none"> ・入札前に提出した当該業務の技術提案書等が虚偽であった事実が判明した。 ・発注者の承諾なしに当該業務に関する権利義務、成果物を第三者に譲渡又は承継、公開した。 ・産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 ・一括再委託、請負を行った。 ・打合せ協議または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。 ・当該業務において過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。 ・当該業務において安全管理の処分が不適切であったために、死傷者を生じさせた業務関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。 ・その他（理由： ） 					【適応事例】 <ul style="list-style-type: none"> ・入札前に提出した当該業務の技術提案書等が虚偽であった事実が判明した。 ・発注者の承諾なしに当該業務に関する権利義務、成果物を第三者に譲渡又は承継、公開した。 ・産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 ・一括再委託、請負を行った。 ・打合せ協議または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。 ・当該業務において過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。 ・当該業務において安全管理の処分が不適切であったために、死傷者を生じさせた業務関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。 ・その他（理由： ） 				
4. [略]					4. [略]				

5. 総合評定欄の「契約不適合による履行の追完又は損害賠償が実施された場合の減点」は、成果物に受注者の責任に起因する契約不適合が存在し、土木設計業務等委託契約書の契約不適合責任条項等に記載された手続きに従い契約不適合による履行の追完又は損害賠償が実施された場合に行うもので、別表3を参考として-20点まで減点することができる。

なお、この減点は通常、検査評定時には判明していないため、当該事象が発生したときに所長等の承認を得て担当部署が遡って行うものとする。

(別表3 契約不適合による履行の追完又は損害賠償が実施された場合の減点基準)

区分	契約不適合履行追完又は損害賠償の実施	<u>受注者</u> の故意又は重大な過失による契約不適合履行追完又は損害賠償の実施
考查点	-10点	-20点

6. ~9. [略]

5. 総合評定欄の「契約不適合による履行の追完又は損害賠償が実施された場合の減点」は、成果物に受託者の責任に起因する契約不適合が存在し、土木設計業務等委託契約書の契約不適合責任条項等に記載された手続きに従い契約不適合による履行の追完又は損害賠償が実施された場合に行うもので、別表3を参考として-20点まで減点することができる。

なお、この減点は通常、検査評定時には判明していないため、当該事象が発生したときに所長等の承認を得て担当部署が遡って行うものとする。

(別表3 契約不適合による履行の追完又は損害賠償が実施された場合の減点基準)

区分	契約不適合履行追完又は損害賠償の実施	<u>受託者</u> の故意又は重大な過失による契約不適合履行追完又は損害賠償の実施
考查点	-10点	-20点

6. ~9. [略]

様式第1号 [略]

様式第2号 _____

様式第2号		委託業務成績評定表	
(1) 地質調査・測量・調査業務		事務所名: _____ 年 月 日	
委託業務等名		運川港名 (地区名)	履行場所
設計金額	当初: ¥	最終: ¥	
契約金額	当初: ¥	最終: ¥	
履行期間	当初契約	____年 月 日	~ ____年 月 日
	最終契約	____年 月 日	~ ____年 月 日
契約年月日	____年 月 日		
実地完了年月日	____年 月 日		
完了確認検査年月日	____年 月 日		
受注者 (会社名、代表者職・氏名)			
担当技術者氏名	①	②	③
担当技術者氏名	④	⑤	⑥
管理(主任)技術者氏名			
調査技術者氏名			
評定者	監督員又は主任監督員職・氏名	____	点(注1)
	総括監督員職・氏名	____	点(注1)
	完了確認検査員職・氏名	____	点(注1)
審査項目		業務評定 (注1)	技術者評定 (注2)
プロセス評価	実施能力の評価	実施体制と執行計画	担当技術者 照査技術者
	実施状況の評価	執行管理	-
		品質管理	-
		業務特性	-
		創意工夫	-
	説明調整能力の評価	説明調整能力	-
取組姿勢	責任感・積極性・倫理観	-	
結果の評価	成果物の品質		
①小計(注3)			
②事故等による減点			
③手直し業務指示による減点			
④その他()			
総合評定点(=①+②+③+④)			
⑤瑕疵修補・損害賠償による減点			
瑕疵修補又は損害賠償等による総合評定点の変更=①+②+③+④+⑤			
変更年月日		変更後の総合評定点	
注) 1. 各評価項目の評定点は、小数第1位までとする。 2. 地質調査、測量作業及び調査業務においては、主任技術者が該当する。 3. ①小計は、小数第1位を四捨五入し整数とする。			

様式第3号 [略]

様式第1号 [略]

様式第2号 (別紙)

様式第2号		委託業務成績評定表	
(1) 地質調査・測量・調査業務		事務所名: _____ 年 月 日	
委託業務等名		運川港名 (地区名)	履行場所
設計金額	当初: ¥	最終: ¥	
契約金額	当初: ¥	最終: ¥	
履行期間	当初契約	____年 月 日	~ ____年 月 日
	最終契約	____年 月 日	~ ____年 月 日
契約年月日	____年 月 日		
実地完了年月日	____年 月 日		
完了確認検査年月日	____年 月 日		
受注者 (会社名、代表者職・氏名)			
担当技術者氏名	①	②	③
担当技術者氏名	④	⑤	⑥
管理(主任)技術者氏名			
調査技術者氏名			
評定者	監督員又は主任監督員職・氏名	____	点(注1)
	総括監督員職・氏名	____	点(注1)
	完了確認検査員職・氏名	____	点(注1)
審査項目		業務評定 (注1)	技術者評定 (注2)
プロセス評価	実施能力の評価	実施体制と執行計画	担当技術者 照査技術者
	実施状況の評価	執行管理	-
		品質管理	-
		業務特性	-
		創意工夫	-
	説明調整能力の評価	説明調整能力	-
取組姿勢	責任感・積極性・倫理観	-	
結果の評価	成果物の品質		
①小計(注3)			
②事故等による減点			
③手直し業務指示による減点			
④その他()			
総合評定点(=①+②+③+④)			
⑤瑕疵修補・損害賠償による減点			
瑕疵修補又は損害賠償等による総合評定点の変更=①+②+③+④+⑤			
変更年月日		変更後の総合評定点	
注) 1. 各評価項目の評定点は、小数第1位までとする。 2. 地質調査、測量作業及び調査業務においては、主任技術者が該当する。 3. ①小計は、小数第1位を四捨五入し整数とする。			

様式第3号 [略]

(別紙1) 島根県委託業務成績評定点通知公表実施要領 新旧対照表

改正後	改正前
<p>島根県委託業務成績評定点通知公表実施要領</p> <p>第1～第2 〔略〕</p> <p>(評定点の通知及び公表)</p> <p>第3 課長(室長)又は所長等は、評定者から完了確認検査の業務成績評定表が提出されたときは、遅滞なく<u>受注者</u>に対して委託業務成績評定通知書(様式第4号)に項目別評定点表(様式第5号)を添付して評定結果を通知する。ただし、営繕課及び建築住宅課が所掌する建築設計業務等に係る様式については、別に定める。</p> <p>2. 3. 〔略〕</p> <p>第4～第5 〔略〕</p> <p>(説明請求に対する回答)</p> <p>第6 当該委託業務等を所掌する課長(室長)又は所長等は、評定点の通知を受けた<u>受注者</u>から評定点についての説明を求められた場合、速やかに書面により回答する。</p> <p>2. ～4. 〔略〕</p> <p>附則</p> <p>この要領は、平成18年4月1日から施行する。 この要領は、平成20年6月1日から施行する。 この要領は、平成24年1月1日から施行する。 この要領は、平成26年4月1日から施行する。 この要領は、平成31年4月1日から施行する。 この要領は、令和2年4月1日から施行する。 <u>この要領は、令和4年1月1日から施行する。</u></p>	<p>島根県委託業務成績評定点通知公表実施要領</p> <p>第1～第2 〔略〕</p> <p>(評定点の通知及び公表)</p> <p>第3 課長(室長)又は所長等は、評定者から完了確認検査の業務成績評定表が提出されたときは、遅滞なく<u>受託者</u>に対して委託業務成績評定通知書(様式第4号)に項目別評定点表(様式第5号)を添付して評定結果を通知する。ただし、営繕課及び建築住宅課が所掌する建築設計業務等に係る様式については、別に定める。</p> <p>2. 3. 〔略〕</p> <p>第4～第5 〔略〕</p> <p>(説明請求に対する回答)</p> <p>第6 当該委託業務等を所掌する課長(室長)又は所長等は、評定点の通知を受けた<u>受託者</u>から評定点についての説明を求められた場合、速やかに書面により回答する。</p> <p>2. ～4. 〔略〕</p> <p>附則</p> <p>この要領は、平成18年4月1日から施行する。 この要領は、平成20年6月1日から施行する。 この要領は、平成24年1月1日から施行する。 この要領は、平成26年4月1日から施行する。 この要領は、平成31年4月1日から施行する。 この要領は、令和2年4月1日から施行する。</p> <hr/>

様式第4号

様式第4号

〇〇第〇〇〇号
— 年 月 日

称号又は名称・代表者氏名 様

〇〇〇〇〇長 —

委託業務成績評定通知書

貴社が受注した委託業務について、島根県設計・測量・調査等業務成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この通知を受けた日から14日(休日を含む)以内に書面により、説明を求められます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

また、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1. 業務名
2. 履行期間 — 年〇月〇日～ — 年〇月〇日
3. 完了 — 年〇月〇日
 検査年月日 — 年〇月〇日
4. 評定点 〇〇点
5. 送付先
 (当該委託業務を所掌するのが本庁課長(室長)の場合)
 〒〇〇〇—〇〇〇〇
 〇〇〇〇課長(室長)あて
 (当該委託業務を所掌するのが地方機関の長の場合)
 〒〇〇〇—〇〇〇〇
 〇〇〇〇〇〇所長 あて
6. 手続き等の
 問い合わせ先 (当該委託業務を所掌するのが本庁課長(室長)の場合)
 〇〇〇部〇〇〇課〇〇〇〇グループ
 TEL〇〇〇 〇〇 〇〇〇〇
 (当該委託業務を所掌するのが地方機関の長の場合)
 〇〇〇所等 契約業務課又は総務課
 TEL〇〇〇 〇〇 〇〇〇〇

様式第4号

様式第4号

〇〇第〇〇〇号
平成 年 月 日

称号又は名称・代表者氏名 様

〇〇〇〇〇長 印

委託業務成績評定通知書

貴社が受注した委託業務について、島根県設計・測量・調査等業務成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この通知を受けた日から14日(休日を含む)以内に書面により、説明を求められます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

また、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1. 業務名
2. 履行期間 平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日
3. 完了 平成〇年〇月〇日
 検査年月日 平成〇年〇月〇日
4. 評定点 〇〇点
5. 送付先
 (当該委託業務を所掌するのが本庁課長(室長)の場合)
 〒〇〇〇—〇〇〇〇
 〇〇〇〇課長(室長)あて
 (当該委託業務を所掌するのが地方機関の長の場合)
 〒〇〇〇—〇〇〇〇
 〇〇〇〇〇〇所長 あて
6. 手続き等の
 問い合わせ先 (当該委託業務を所掌するのが本庁課長(室長)の場合)
 〇〇〇部〇〇〇課〇〇〇〇グループ
 TEL〇〇〇 〇〇 〇〇〇〇
 (当該委託業務を所掌するのが地方機関の長の場合)
 〇〇〇所等 契約業務課又は総務課
 TEL〇〇〇 〇〇 〇〇〇〇